九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

九州大学百年史 第3巻 : 通史編 III

九州大学百年史編集委員会

https://doi.org/10.15017/1801800

出版情報：九州大学百年史. 3, 2017-03-31. Kyushu University
バージョン：
権利関係：

第 6 章　管理・運営体制の改革

第 1 節　執行体制の強化

（1）総長補佐制度・副学長制度

総長補佐制度

国立総合大学の中で、とりわけ多様な任務を担うことの多い総長の業務を補佐する制度として、かつて九州大学では学生運動のさなかに制定された「大学の運営に関する臨時措置法」（昭和 45 年法律第 70 号）に基づき、学長の業務を補う補佐制度が施行されたことがあった。1970（昭和 50）年 3 月 26 日の評議会で、入江英雄学長より文科系・理科系それぞれひとりずつ選出するかたちでの学長補佐制度の提案がなされており、これは当初副学長的な役割を想定されたものであったが、翌 4 月 21 日の評議会において評議会の議事を円滑に行うための「評議会議長補佐」として目的が変更され、任期も 3 か月と短期間であった。1 度任期が延長されたものの、入江学長の退任に伴い 10 月 30 日の評議会において制度上も解消され、その後 20 年以上の間、同様の制度が設けられることはなかった。

総長の補佐体制については、前述した法律によって制定の根拠を得た、「大学紛争が生じている国立大学」の中で、東京大学と大阪大学が複数人の教授による補佐制度を 1969 年より行っており、これに加えるかたちでの副学長制度が 1990 年代に入り、東京大学（1993 年）、大阪大学（1994 年）、北海道大学（1995 年）などで相次いで導入された。

このような試行がなされた背景として、各大学における学長（総長）への業務集中が挙げられる。図 12-30 や表 12-6 に掲げるとおり、学長（総長）

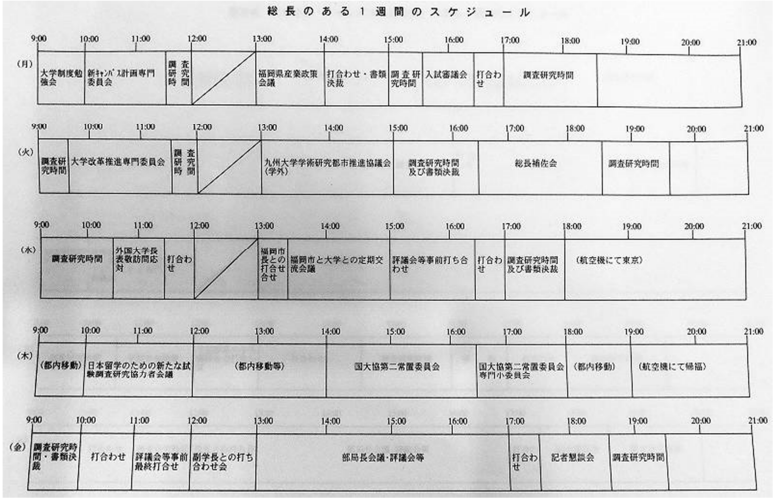

図 12-30 九州大学総長の 1 週間スケジュール（例）

表12-6 九州大学総長の学外機関における役員および委員一覧
（1995年度現在）

機関名	役職名	開催状況
文部省	大学設置・学校法人審議会委員 （大学設置分科会）	年1～2回
〃	医学分野開発援助大学間等協議会委員	年2回
厚生省	特定疾患対策懇談会委員	年3回
大学入試センター	評議員	年4～5回
国立学校財務センター	評議員	年3～4回
日本学術会議	会員推薦管理会委員	年3～4回

奈良先端科学技術大学院大学	参与	年1回
産業医科大学	理事・評議員	年2回
国立大学協会	理事 第六常置委員会委員 医学教育に関する特別委員会委員	年4～5回 年4～5回 年4～5回
（財）大学基準協会	評議員	年3回
民主教育協会	理事 九州支部長	年1回 年1～2回
（社）学士会	福岡支部理事長	月2回
福岡地域留学生交流推進協議会	議長	年2回
（社）全国大学保健管理協会	理事・評議員	年1回
（財）内外学生センター	福岡支部長	年1回
（財）九州大学出版会	会長	年1回
日本医学会	幹事	年2～3回
福岡日英協会	副会長	年1回
福岡財務支局	国有財産九州地方審議会臨時委員	年1回
九州通商産業局	九州総合エネルギー対策推進会議委員	年1回
福岡県社会福祉審議会	委員	年4回
福岡県特定疾患審査会	委員	月1回
九州国立博物館誘致推進本部	顧問	年2回
福岡ユネスコ協会	顧問	年1回
（財）アジア太平洋センター	理事	年2回
（財）国際東アジア研究センター	評議員	年2回

（財）西日本文化協会	顧問	年1回
（財）九州文化体育センター	理事	年2回
（財）九州経済調査協会	顧問	年2回
（財）九州産業技術センター	顧問	年2回
（財）九州地域産業活性化センター	顧問	年1回
（財）九州生産性本部	顧問	年2回
（財）福岡国際交流協会	理事	年2回
（財）福岡県科学技術振興財団	副理事長	年2回
（財）福岡県腎臓バンク	理事	年1～2回
（財）福岡都市科学研究所	顧問	年1回
（財）久留米・鳥栖地域技術振興センター	理事	年2回
（財）よかトピア記念国際財団	理事	年2回
（財）西日本銀行国際財団	理事	年2回
（財）九州システム情報技術研究所	顧問	年1回
（社）アジア開発銀行福岡総会開催委員会	顧問	年1回
第8回全国生涯学習フェスティバル実行委員会	委員	年3回
1995年ユニバーシアード福岡大会組織委員会	委員	年2～3回
九州航空宇宙開発推進協議会	副会長	年1回
福岡アジア文化賞委員会	副会長	年2回
アジアマンス委員会	副会長	年1回

は学内のみならず外部の各種機関委員を務めることも多くあるため、総長が学務に専念し、リーダーシップを発揮させるための副学長制度導入が求められていた。

「九州大学における大学改革の基本構想」（1992 年評議会承認）では、「3. 大学の組織・運営の改善」の中で、「(1)　大学の任務の多様化・複雑化に伴い、大学運営の円滑化を図るため、総長補佐機関として複数の副総長を置く」としており、総長の業務負担を軽減させるための補佐制度が提案された（資料編Ⅲ－654、p.5）。

1995（平成 7）年 9 月 8 日の総長予備選挙により、2 期目を目指す和田光史総長と森佑行工学部教授、さらに医学部長の杉岡洋一教授の 3 人が本選挙に臨んだ結果、同年 9 月 19 日の本選挙で、杉岡洋一教授が有効投票数 1438 票に対して 760 票を獲得し第 20 代総長に就任した。杉岡総長は「強い九州大学」を掲げ、総長としてのリーダーシップが発揮できる環境づくりを提案、この年評議会で決定された「九州大学の改革の大綱案」では、副学長 3 人を設置する旨明記、承認を受けている。

これを受けて、新たな総長主体の管理運営体制が検討された結果、1995 年 12 月 19 日の将来計画小委員会における決定事項として、副学長の担当分野を以下のように定めた。

・教育、厚生補導、入学試験

・研究、国際交流、研究協力

・自己点検・評価

・大学改革、キャンパス問題

次年度から副学長設置に向けた概算要求を行う中で、設置決定後制度を円滑に機能させるため、1996 年度から学内措置として総長特別補佐および総長補佐制度の導入を図るべく早急に取りまとめ、1996 年 1 月には部局長会議の場で「九州大学総長補佐体制（案）」および「総長補佐体制の実施に伴い措置すべき事項について（案）」を提案、各部局が持ち帰り検討することとなっ

た。

1996 年 2 月 20 日の第 1271 回評議会において「九州大学の運営の円滑化を図り、教育、更生指導、入学試験、研究、国際交流、研究協力、自己点検・評価、大学改革、キャンパス問題等に関する総長の職務を補佐するため、総長特別補佐及び総長補佐を置く」として、総長補佐制度が始まった（資料編Ⅲ－707、p.332）。任期に関しては、1996 年 4 月 1 日から副学長設置までの間とし、つづく 4 月 16 日の評議会では経済学部の矢田俊文教授と理学部の稲津孝彦教授が総長特別補佐に委嘱された。また総長補佐としてその他の学部および大学院独立研究科や研究所から計 11 名が委嘱され、それぞれ任期を 1 年とする、総長補佐制度が始まった。半年遅れて、9 月 1 日には総長補佐から柴田洋三郎教授が総長特別補佐となり、学生部長に併任された。

副学長制度

文部省への副学長設置要求に際しては、当初副学長 3 名体制での純増要求を行っていたが、予算折衝の中で 2 名となり、うち 1 名は指定職の振り替えとなった。副学長の位置づけについては事務局と協議が行われた結果、総長のスタッフとしての位置づけで執行ラインには参画しないこと、また職務の執行において事務局の支援を要するときは部長または課長を通すことなどが定められた。

1997（平成 9）年 4 月より副学長制度が始まった。任期は 2 年制で初代副学長には経済学部の矢田俊文教授（大学改革・キャンパス問題担当）と医学部の柴田洋三郎教授（教育・厚生補導・入学試験担当）が就任した。併任ポストとして設けられ、柴田教授が併任していた学生部長はポストを副学長に振替えるかたちで廃止された。これは副学長設置の際に行った概算要求の中で、大学組織改革の一環として学生部の事務局を一元化し、独立して存在していた学生部を大学事務局の直属の部とするかたちで予算要求したことに伴う措置である。また副学長制度の開始に伴って総長特別補佐は廃止された。

副学長の職務としては、①総長の諮問に応じ、情報の収集・調査、企画・立案・調整を行い、意見を具申すること、②定められた学内会議を主催すること、③必要あるときは、学外の儀式、式典等の出席、外国人の来客の対応等において総長を代理すること、が定められた。①に関しては、引き続き制度として残された総長補佐についても同じ職務が与えられた。

2002 年には附属図書館長の指定職を振り替えて当初の構想通り副学長が 3 人に増員された。2003 年 10 月の医学部と歯学部の附属病院統合時には、統合されることによって生じた附属病院長の指定職を振り替えてさらに副学長 1 名の増員が認められ、ここで副学長 4 名体制となった。

総長の体制強化の一環として、40 歳未満の九州大学に在籍する若手研究者を対象にした業績表彰と研究費助成制度も「九州大学総長賞」として行われた。1999 年 4 月から 2001 年 3 月までの間に発表、あるいは単行本として出版された研究に対して「第 1 回（2001）九州大学総長賞」として、総長賞 4 件、また奨励賞として 4 件が選ばれた。

センター群協議会の設置

総長補佐制度の導入に併せて学内における管理運営体制に関する再検討が行われた。これまで部局や附置研究所に属していない学内共同教育研究施設 11 施設と健康科学センターおよび全国共同利用施設として設けられた情報基盤センターについては、それぞれのセンター委員会等によって全学的な運営が行われていた。しかしながら、これら施設のうち施設の長が評議会のメンバーになっているものは大学教育研究センターと健康科学センターしかおらず、残りの施設に所属する専任教官 81 名は評議員の選出権がなく、学内管理運営に関して他の部局ほどの関与ができる境遇になかった。

2000（平成 12）年 4 月に改正施行された「国立学校設置法」第 7 条の 4 に記された教授会に関する規定の 2 項その 2 では、設置基準が学部や大学院研究科組織および附置研究所のみに定められていた教授会組織について、文

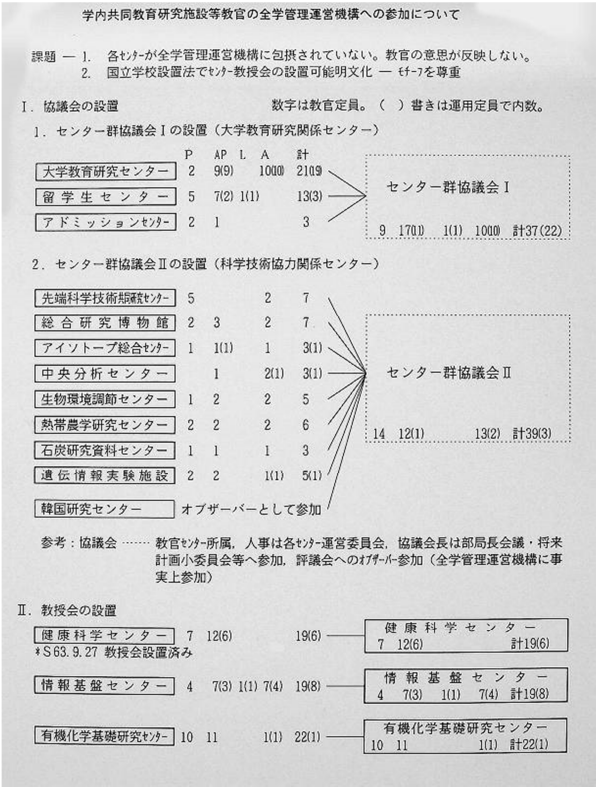

学内共同教育研究施設等教官の全学管理運営機構への参加について

課題 ― 1.　各センターが全学管理運営機構に包摂されていない。教官の意思が反映しない。
　　2.　国立学校設置法でセンター教授会の設置可能明文化 ― モチーフを尊重

Ⅰ．協議会の設置　　数字は教官定員。（　）書きは運用定員で内数。

1．センター群協議会Ⅰの設置（大学教育研究関係センター）

	P	AP	L	A	計
大学教育研究センター	2	9(9)		10(0)	21(9)
留学生センター	5	7(2)	1(1)		13(3)
アドミッションセンター	2	1			3
センター群協議会Ⅰ	9	17(1)	1(1)	10(0)	計37(22)

2．センター群協議会Ⅱの設置（科学技術協力関係センター）

先端科学技術開発センター	5			2	7
総合研究博物館	2	3		2	7
アイソトープ総合センター	1	1(1)		1	3(1)
中央分析センター		1		2(1)	3(1)
生物環境調節センター	1	2		2	5
熱帯農学研究センター	2	2		2	6
石炭研究資料センター	1	1		1	3
遺伝情報実験施設	2	2		1(1)	5(1)
センター群協議会Ⅱ	14	12(1)		13(2)	計39(3)

韓国研究センター　オブザーバーとして参加

参考：協議会 …… 教官センター所属，人事は各センター運営委員会，協議会長は部局長会議・将来計画小委員会等へ参加，評議会へのオブザーバー参加（全学管理運営機構に事実上参加）

Ⅱ．教授会の設置

健康科学センター	7	12(6)			19(6)
＊S63.9.27 教授会設置済み					
健康科学センター	7	12(6)			計19(6)
情報基盤センター	4	7(3)	1(1)	7(4)	19(8)
情報基盤センター	4	7(3)	1(1)	7(4)	計19(8)
有機化学基礎研究センター	10	11		1(1)	22(1)
有機化学基礎研究センター	10	11		1(1)	計22(1)

図 12-31 「学内共同教育研究施設等教官の全学管理運営機構への参加について」

部科学省令に基づき置かれる組織で専任の教授を置くもの、つまり全国共同利用施設や学内共同教育研究施設においても教授会の設置が認められるようになった。これを踏まえ、「九州大学・中・長期計画策定プロジェクトチーム」では、前年度から続けられていた議論を取りまとめ、2000 年度の概算要求に載せるべく試案をまとめた。

この中ではセンター群をまとめる管理機構を設ける、または研究院制度を活用して「アジア総合科学研究院」「大学教育研究院」「科学技術サービス研究院」といった 3 研究院に再編成するなどの案が示されるなど様々な議論が行われた結果、2000 年 9 月 22 日の第 1323 回評議会において「学内共同教育研究施設等教官の全学管理運営機構への参加について」がまとめられた（資料編Ⅲ－713、pp.340-343）。この通知では、「全国共同利用施設である情報基盤センター及び全国共同利用機関的性格を強く持つ有機化学基礎研究センター」は、それぞれ独自に教授会を設置し、センター長の部局長会議および

将来計画小委員会への参加を認め、評議会にもオブザーバ参加することを認めた。その他の組織に関しても「学内共同教育研究施設等が本学の管理運営等に関する事項について協議する機関として 2 つのセンター群協議会を設置する」として、図 12-31 のように前者 2 センターと同様に部局長会議および将来計画小委員会への参加を認め、評議会にもオブザーバ参加することが定められた。教官人事などについては、既設のセンター委員会において引き続き行うことも明記された。

委員会の整理

管理運営体制を見直す中で、諸委員会の位置づけや「将来計画小委員会の活性化」についても検討が行われた。将来計画小委員会は、1971（昭和 46）年 12 月 7 日の評議会で承認・導入された制度で、当初は筑紫地区への移転問題や研究・教育体制の検討委員会として必要に応じて開催されてきたが、これを「評議会の下で九州大学における将来計画（部局の将来計画を含む。）の全般にわたり検討する機関であることを明確にする」ため、定期的に開催することが提案されている。これらは、「大学改革に向けての学内委員会の再編成と総長補佐制度の導入について」という試案から構想され、これまで同時開催されていた部局長会議開催期日とは別に頻繁に開催されるようになった。

この考え方に則り、重複している委員会の整理がなされた。これは多数の委員会が並列的に存在し、会議開催回数も多く委員会間の調整が必要なこと、また部局間の調整的要素を持つものと全学業務的なものとが混在していることによって総長のリーダーシップが発揮できないこと、さらに委員会で議論されたことに対する実行が担保されない事態も生じることなどから、2003（平成 15）年 10 月の九州芸術工科大学との統合を控え、これら課題を解決するために委員会のグループ化･階層化を行うことによって、委員会間の調整機会を減少し、教官の会議に割かれる時間の減少を狙った。

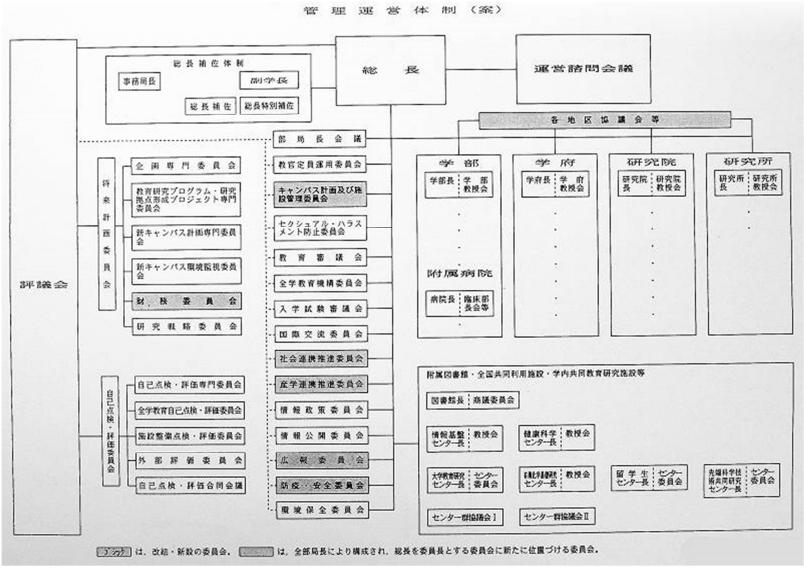

図 12-32　2002 年度時点の管理運営体制

不定期の開催で続けられてきた将来計画小委員会も 2001 年 12 月の評議会にて事務職員が正規の構成員として参加する将来計画委員会として正式に整備され､評議会の下に将来計画委員会と自己点検･評価委員会という大きな役割を持つ 2 委員会があり、また総長が主催するいくつかの会議および委員会が別途存在するというかたちにまとめられた。委員会の再編成は図 12-32 のような形でまとめられ、「各種委員会再編（案）」として 2001 年 10 月 23 日の評議会にて承認された。再編成は 2002 年 4 月までに完了し新たな委員会体制が構築された。

(2) 運営諮問会議の設置

前項で掲げた「九州大学における大学改革の基本構想」の中には、「(2) 世界に開かれたセンター・オブ・エクセレンスの構築と教育機能の充実・強

化を図るため、大学運営について国内外の有識者の意見を反映する制度を設ける」と記されており（資料編Ⅲ－654、pp.5-6）、この考え方は、続く「九州大学の改革の大綱案」において、「Ⅰ．5）学外第三者の意見・評価の聴取」のなかに織り込まれ、また翌年の「続・九州大学の改革の大綱案」にも「Ⅲ．4）大学の管理運営への社会の関与」として基本構想と同様の文言が記されている。

これに基づいて外部有識者からの意見を聞くための諮問機関として、次項で説明する自己点検・評価関連組織としての外部評価委員会とは別に、総長が主催する懇話会制度が 1997（平成 9）年 4 月に設置された。

学長が設置する外部諮問組織が各国立大学に一斉に設けられたのは、1999 年 5 月 28 日に改正された国立学校設置法による。このときの改正に基づいて 2000 年 4 月 1 日の施行日までの間に各国立大学に「学長の諮問に応じて審議し、及び学長に対して助言又は勧告を行う」ための運営諮問会議の設置が求められた。このため、九州大学においても同法第 7 条の 2 第 3 項に掲げられている以下の事項

一　大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項

二　大学の教育研究活動等の状況について当該大学が行う評価に関する重要事項

三　その他大学の運営に関する重要事項

これらについて、学外有識者で構成される運営諮問会議の場において審議が行われ、必要に応じて助言・勧告を行うこととなった。

第 1 回運営諮問会議は 2000 年 9 月 13 日に事務局第一会議室にて開催された。委員長には森亘日本医学会会長が選出され、11 名の委員中 5 名が出席、大学の現状や新キャンパス、教育改革などに対する質問・意見・提言などがなされた（資料編Ⅲ－715、pp.345-348）。

運営諮問会議の委員は、規則第 3 条第 1 項に定められたとおり、「本学と

連携協力する産官学界の関係者」、「本学が所在する地域の関係者」、「他大学その他の教育研究機関の教職員」、「その他大学に関し広くかつ高い見識を有する者」とし、九州山口経済連合会会長や地元新聞社、福岡県知事や福岡市長、他大学関係者などがその後も委嘱を受け、提言を行う場となっている（資料編Ⅲ－710、p.334）。

（3）自己点検・評価と外部評価

大学の相互評価を行う財団法人である大学基準協会が 1987（昭和 62）年 1 月 27 日に公表した、「大学の自己評価の実施方法に関する検討結果について」を受け、今後国が主導して行う大学改革の中で自己評価の必要性が見込まれることから、九州大学でも部局長会議の場において自己評価の検討を「教育研究体制検討委員会」内で行うことが了承された。これを受けて同検討委員会では、「大学の自己評価検討部会」を設置、同年 12 月 21 日から年 1 回程度の開催頻度で評議員クラスの各学部委員が集まり、自己評価の実施状況や自己評価の在り方について審議を行ってきた。1990（平成 2）年からは各部局からの検討結果を審議し、自己評価の方法について文系・理系の 2 つのグループに分かれて 4 回に及ぶ集中的な委員会開催を行った。11 月 13 日の検討部会において「九州大学における自己評価について」報告書がとりまとめられ、翌 12 月の将来計画小委員会にて報告された。この報告については、大学審議会において同時並行するかたちで自己点検・評価に関する検討が行われていたため学長預かりとなり、議論は翌年に持ち越された。

1991 年 2 月に大学審議会が答申した諸改革の中で、はたして大学設置基準の大綱化と併せた大きな変更点として「大学の自己点検評価システム」が導入された。大学は設置基準の大綱化によって自らの組織改革に自主的な方針を採り入れることができるようになった一方で、大学自身がその方針を自ら点検・評価する仕組みづくりが求められた。

この答申を受けて、九州大学でも将来計画小委員会において自己評価の具体的実施方策等の検討を進めるため、「大学の自己評価検討部会」の再開が了承された。5 回の審議が行われた後、各キャンパス代表 5 名で結成されたワーキンググループが作成した「九州大学における自己点検・評価の進め方について（案)」が部会で審議され、1992 年 3 月 21 日に総長へ提出、了承された。これを受けて 5 月 8 日に行われた部局長会議に「九州大学自己点検・評価委員会」の設置が付議され、翌 6 月 5 日に設置が了承、評議会にて規則を制定し、正式に発足した。また、これに先立って各部局においてもそれぞれ自己点検・評価委員会が発足していた。たとえば法学部では他の部局に先立って 1991 年に『1990 年度九州大学法学部教官活動報告書』を発行しており、1995 年までの間にすべての教授会設置部局および歯学部附属病院と附属図書館で自己点検・評価報告書がつくられている。九州大学自己点検・評価委員会が刊行した成果物として、1993 年 3 月に主に教育面について取りまとめた『九州大学　教育と研究Ⅰ』が、翌年には研究分野についてまとめられた『九州大学　教育と研究Ⅱ』がそれぞれ刊行・公表されている。

自己点検・評価委員会が再編・強化されたのは、1997 年 7 月のことである。22 日の部局長会議の場で、最終審議を行う自己点検・評価委員会の下部組織として自己点検・評価の原案作成を担う自己点検・評価専門委員会が大学教育研究センター長を委員長として設置、併せて基本的な審議を行うための組織として、部局間からメンバーを募った自己点検・評価小委員会、そして委員会と連携して活動し、基本的な枠組みに関する意見交換を行う場としての自己点検・評価連絡協議会も設置された。またこれに加えて大学の管理運営や教育・研究活動に対する外部評価を行うための外部評価委員会も同時に設置され、チェック機能はより強固なものとなった。後述する IT 化の一端にも関わることとなるが、教官の研究教育活動のデータベース化も 1998 年 9 月に行われており、大学として社会から求められる自己点検・評価体制の強化が進められた。

1991 年答申の中で同時に出されていた学位授与制度の見直しの中で提言がなされていた大学評価・学位授与機構が 2000 年に設立され、この中で「大学の個性化と教育研究の不断の改善」および「社会的説明責任」の観点に基づく国立大学を対象とした第三者評価制度が導入された。2000 年度から本格的な第三者評価制度が始まることを踏まえて、九州大学では自己点検・評価体制をより確かに整備するため、2000 年 7 月から全学の自己点検・評価体制について再整備を行い、自己点検・評価連絡協議会が意見交換を行う場としての自己点検・評価合同会議に変更された。翌 2001 年 7 月には「評価情報開発室」を設置した。ここでは教員個人の教育研究活動に関する情報を一元的に収集・管理するためのシステム開発が行われている。

第 2 節　学生部の廃止と事務組織の再編

（1）学生部の廃止と事務局一元化

学生部の廃止と事務局一元化

九州大学における学生部の起源をたどると、1911（明治 44）年の「九州帝国大学官制」における学生監に見ることができるが、直接の考え方は 1946（昭和 21）年 4 月、戦後アメリカの大学に倣って特別のトレーニングを受けた高度の専門的知識を有する厚生補導の専門職を置くことを目指し、学生勤労動員などを目的として 1945 年 6 月 16 日の文部省訓令「帝国大学処務規程」内で制定されていた学生部を改組した厚生補導部として発足した。当初は補導課と厚生課という 2 課体制であったが、後に入試課が加えられ、3 課体制で、教務・厚生補導・入学試験等の事務作業を行ってきた。これら業務自体に教育的配慮を行う必要があったことから、従来学生部長には学内の教授を充て、事務職の筆頭には学生部次長が置かれていた。学生部長と各学部から

選出された学生部参与が出席する学生部参与会が 1954 年に規程として制定され、ここでは教務や厚生補導に関わる全学的な協議が行われた。

専門的な組織を想定して発足した学生部は、学生の入学から卒業にいたる学業および正課外の学生生活に及ぶあらゆる分野を担当していたが、国立大学の多くは事務局と同様の事務職員を配置したため、人事や会計も他の事務部局と同様の手続きを行う関係上、別組織である故に相互の意思疎通に問題が生じていた。

第 1 節でも記載したが、学生部長ポストを振り替えるかたちでの副学長設置が概算要求されると、これは結果として学生部と事務局とが統合し、前述した学生部参与会の組織変更とポストとしての学生部長が廃止されることを意味する。

学生部の廃止そのものに対しては、部局の中に「総長の強いリーダーシップが求められる一方で、総長の権限集中に対する危惧の念を持つ」との意見も出るなど、各部局からの指摘が挙がり、1996（平成 8）年 5 月 31 日の学生部参与会では、学生部長ポスト振り替えに対する反対意見が多数あった。この際の学生部次長からの発言として「副学長の要求に伴い、副学長の 1 人が教育・厚生補導・入試を担当する上に、さらに学生部長の職（ポスト）を残すと職務の重複が出て副学長を設ける意味がなくなりかねず、副学長設置の必要性の説明が大変むずかしくなる。組織機構の要求上まずいだけでなく、実際の仕事をやる上でも学生部が二重の指揮監督を受けるという問題が出てくる可能性がある。」と述べており、学生部の廃止は既定路線として行われた。

副学長職設置に向けた学生部長の官職の廃止、それに伴う学生部の事務組織の改組は、学生部参与会における了承を経て 1996 年 6 月 4 日の部局長会議において承認された。これを受けて将来計画小委員会では、「教務・構成補導関係各種委員会の再編等について」がまとめられた。ここでは、副学長設置に伴う学生部と事務局の一元化を契機に、学生の構成補導に関する 4 委員会、つまり学生部参与会、学生会館委員会、寮務委員会、保健管理委員会を

学生委員会に一本化し、組織の簡素化を図った。学生委員会は、総長の下に副学長を委員長とした組織で、学生の構成補導に関する事項についての総括・調整を行い、総長からの諮問に答える組織と位置づけられた。1997 年 2 月 27 日にこの案は了承され、諸委員会の見直し・整理を含めるかたちで 1997 年 4 月に組織変更された。『大学広報』No.866 には、これら変更について「事務局及び学生部の改組について」の中で記載されている。

この組織変更では、学生部と事務局とで分担されていた業務内容を一元化するとともに、改組をきっかけにして留学生にかかる業務に関しても変更が加えられた。従来国際交流の一環として 1992 年に設置されていた庶務部と学生部学生課に分割してそれぞれ位置づけられていたものを、1997 年新たに発足する学務部に一本化することによって、国際化の推進、留学生と日本人学生との交流を促進することを狙った。

教務事務の電算化

事務組織の簡素化を図るための教務事務の電算化については、第 13 編にて後述する九州大学総合情報伝達システム（KITE）の導入とともに、統合移転に先だってそれぞれ離れているキャンパスにおいて事務手続が停滞することを防ぐために進められており、当初は教養部および医療技術短期大学部がそれぞれ独自に教務事務システムの作成に取り組み、1987 年に作成された教務ファイルは「1 学籍番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 所属、6 学生区分、7 学年、8 指導教官、9 出身校、10 学籍移動内容、11 付与学位・称号、12 教員免許種類、13 授業科目、14 成績評価、15 単位取得年月日」といった必要最低限のシステムであった。このシステム作成をきっかけとして、中央計数施設の教官から協力を得ることによって、教養部を含めた全学共通の教務事務システムが作成され、1995（平成 7）年度より全学的な運用が始まった。それまで部局管轄であった電算システムであったものが、学務部学務課を所管部署とし、全学生を対処とした統一方式による英数字混在型の新学生

番号の付与や学生証の作成等、学生基本データが電算化され、在学証明書や卒業見込み証明書がコンピュータによって自動受付・印刷が可能となった。1996 年までには履修・成績管理や進級判定、卒業・終了判定などのデータも電算化し、同時に KITE の事務専用ラインによるオンライン化が図られ利便性が向上した。さらに 1997 年には医療技術短期大学部を含めた windows 版のバージョンアップされたシステムが稼働・運用開始されており、これまで使用されていた旧システムは、旧システム内で処理する必要のある旧教養部および医療技術短期大学部の該当する所属学生がいなくなった 2000 年に廃止されている。

技術職員問題

同時期に特定の技能を持った職員の設置についても検討が行われた。いわゆる技術系職員については旧制大学の頃から必要に応じる形で外部嘱託などの形で雇用されてきた。これは新制大学になっても変わらず、民間企業からの出向などでの技術職員も存在したが、その身分について定まった法的裏付けがなかった。

1997（平成 9）年 11 月 17 日の文部省訓令第 33 号「国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校の技術専門官及び技術専門職員に関する訓令」のなかで、国立大学の技術専門官・技術専門職員に関する身分が定められ、正式な職員としての設置が認められた。

これを受けて九州大学では 1998 年 1 月 20 日に「九州大学における技術専門官及び技術専門職員に関する規程」が制定された。これによって技術系職員の専門職員としての位置づけが明確化された（資料編Ⅲ－720、p.354）。職員の選考に関しても「九州大学における技術専門職の選考に関する要項」が設けられ、雇用に関する体系が定められた（資料編Ⅲ－721、pp.354-356）。

（2）事務組織の再編

学生部の事務局一元化にかかる議論のうち、1997（平成 9）年度概算要求事項「学生部及び学務部の設置と事務局一元化」に関する説明を文部省との折衝を行う中で、他の事務の合理化を入れて事務組織を再編すべきという意見が文部省側からなされた。このような考え方は、1999 年 4 月 27 日に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」のなかにも明記されており、ここでは「事務組織の簡素化、合理化、及び専門化を図る等の観点から、事務の一元化を引き続き推進する」として、人事や会計・財務、組織編成等の弾力化を進めるとしている。この中で政府調達における契約業務が世界貿易機関（WTO）による貿易の自由化および国際的ルールの強化を目的とした WTO 政府調達協定（1995 年発効）に伴い国際化することに対応するため、新たに経理部契約課が設置要求の中に盛り込まれるなど、必要に応じた事務機構の増強は行われたものの、全体としては電算化を含めた簡素化が推し進められた。九州大学では「大綱案」に基づいた大学改革に伴う組織改革を進めてきたが、新キャンパスへの移転を機にして同閣議決定に準じた形での事務の一元化を行うこととした。

1999 年に学内で事務機構のあり方に関する検討委員会が設けられ、「九州大学事務組織再編の基本方針」案が図 12-34 のように示され、12 月 16 日の同委員会にて決定、2000 年 2 月 18 日の将来計画小委員会にて報告された。

この案では、2000 年現在で全学を管理する事務局の他に箱崎・病院地区に所在するそれぞれの学部、六本松地区と筑紫地区、さらに附属病院や附属図書館、大型計算機センター、農学部の演習林と附属農場にそれぞれ計 19 の事務部が存在していたものを、大学移転を機に大きく再編成し、移転完了時には、全学的な業務を担う事務局の他、文系ゾーンには附属図書館を含めた 3 事務部、理系ゾーンには工学系・農学系・理学系の 3 事務部の他に情報基盤センター事務部、さらに病院地区の事務部を医学部等事務部と病院事務部

の 2 つに統合することによって、9 事務部に編成するというきわめて大きな変更案であった。これらのうち、2000 年度には先行して農学部附属演習林および附属農場の事務部が統合され、便宜上箱崎地区に事務部が置かれることがすでに決定していた。この案が承認されたことによって、今後事務組織の統合が移転および新病院建設と並行して進められていくこととなる。

図 12-33 附属農場事務部

病院地区については、医学部・薬学部・歯学部・医療技術短期大学部・生体防御医学研究所、さらに医学部附属病院でそれぞれ事務部を持っていた。これを整理統合するため、各部局内で基本的な考え方について話し合われ、2002 年 1 月 29 日には「病院地区事務部基本的な考え方（学部等事務部）」として 7 つの項目に概要がまとめられた。その中では各部局の多様性に対応するとともに、部局長のリーダーシップが発揮できる体制や迫り来る法人化対応のための企画立案力の強化、また事務部の業務分担を明確にすることなどが盛り込まれた。この考え方は、2002 年 3 月 27 日の第 42 回医学研究院教授会にて検討状況が報告された後、2003 年の医学部、歯学部および生体防御医学研究所の附属病院の 3 病院統合に伴う教育研究支援機能の一元化を図るため、病院地区の学部等事務部は病院統合の同年 10 月 1 日に合わせて医系学部等事務部としてまとめられた。事務部の名称については、事務担当が分かるように教務第 1 掛（医学部および医療技術短期大学部）、教務第 2 掛（歯学部）、教務第 3 掛（薬学部）といったかたちで、窓口レベルではそれ

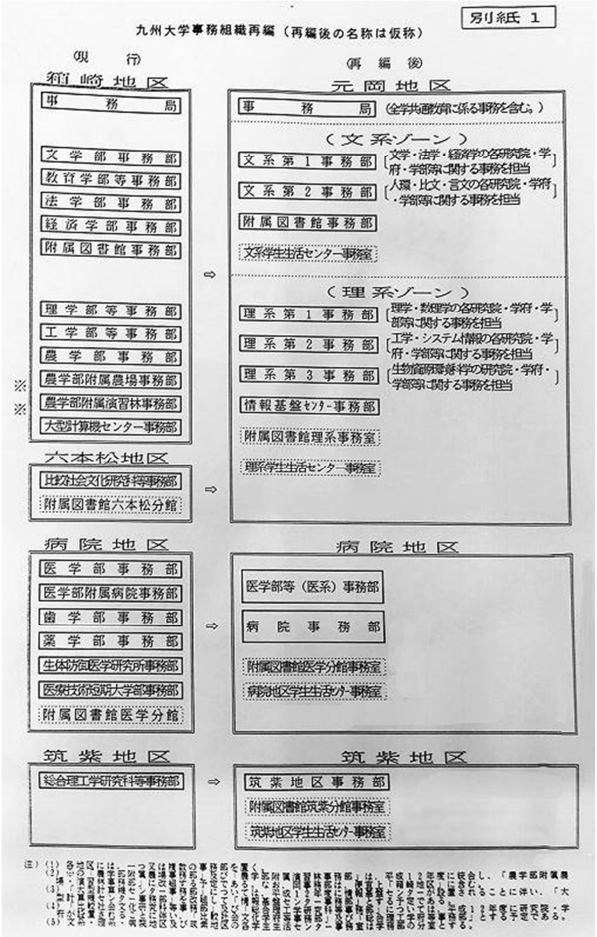

図 12-34 「九州大学事務組織再編の基本方針」（1999 年 12 月 16 日決定）

までの流れを引き継ぐ配慮がなされた。

つぎに大きな変更が行われたのは、文系 4 学部である。国立大学法人化後の 2005 年 4 月 1 日より、文学部・教育学部等・法学部・経済学部の各事務部は貝塚地区文系事務部に統合され、それまで各学部で庶務掛・会計掛・学生掛・図書掛というかたちで存在していたものを、医系地区と同様に第 1 係（文学部）、第 2 係（人間環境学府・教育学部）、第 3 係（法学部・法務学府）、第 4 係（経済学部）に再編成し、それぞれの掛は統合によって総務課・財務課・教務課および文系合同図書室として統一された。

事務組織の改革は講座それぞれに所属する教官の事務機能を補佐する教室系事務職員の組織化にまで及んだ。特に理系・医系を中心とした学部では、

それぞれの教室、あるいは複数の講座にまたがるかたちで専属の事務職員が配置され、工学部の学科事務室勤務者を除くと 1998 年度段階で 5 つの部局に計 79 名の事務員が存在していた。これが前記した事務組織の簡素化を進める上で、まず 1999 年度には理学部が大学院重点化を機に教室系事務職員の一部を専攻単位に組織変更し、また工学部では教室系職員全員が工学部等事務部の総務課として所属替えが行われた。2000 年度には農学部も学府・研究院制度の発足とともに部門毎に事務室が設置されることとなり、教室系事務職員はそれぞれの部門事務室および農学部事務部に集中化された。2001 年度になると理学部は教室系事務職員全員が理学部等事務部の庶務掛所属となり、歯学部も教室系事務職員全員が、新設される 2 つの「教育研究支援掛」配属となり教室系事務職員が廃止された。医学部でも 2000 年度に公衆衛生学講座の教室事務が廃止、また翌 2001 年度には寄生虫学講座の教室事務および動物実験施設の事務主任が廃止されるなど、各部局内における組織のスリム化も進んでいった。